

## 国立大学法人東京科学大学理事長候補者の決定について

令和6年6月19日  
国立大学法人東京科学大学の長の合同選考会議

国立大学法人東京科学大学の長の合同選考会議（以下「選考会議」という。）は、国立大学法人東京科学大学の長選考規程の規定に基づき国立大学法人東京科学大学の長となるべき者（以下「候補者」という。）の選考を行い、令和6年6月18日開催の本会議において、下記のとおり決定した。

### 記

#### 1. 氏名・現職

大竹 尚登（東京工業大学 科学技術創成研究院 教授、同研究院長）

#### 2. 任期

令和6年10月1日から令和10年3月31日まで（3年6月）

#### 3. 選考理由

選考会議は、初代の国立大学法人東京科学大学の長に求められる資質・能力を定めた「初代国立大学法人東京科学大学の長の選考基準」を踏まえ、推薦書、所信及び履歴書並びに所信の聴取及び質疑等の結果を総合的に勘案し、かつ慎重に種々議論を重ね、候補者の選考を行った。

その結果、選考会議は、大竹氏が、①「科学で善き未来を拓く」という明快で夢のあるビジョンを打ち出し、新大学が取り組むべき研究の重点分野や専門人材の育成等につき、先見性に富み、体系的かつ具体的な構想を示したこと、②国際ネットワークを視野に入れた産学連携の牽引役となる資質と実績を有すること、③新大学のめざす「自由でフラットな人間関係」と、社会に開かれたアカデミアの礎を築く初代の法人の長にふさわしい識見と情熱を持ち、国際的に卓越した研究大学としての未来を切り拓く指導力と発信力と若さを備えていることなどから、合同選考会議が本年2月22日に決定した選考基準を高い水準で満たしているとして、同法人の運営を担う人物として最も適任であると判断し、同氏を初代の国立大学法人東京科学大学理事長候補者として選考した。

#### 4. 選考過程

○第1回選考会議（令和6年1月24日）

- ・議長の選出及び代理の指名
- ・これまでの大学運営と統合に至った経緯についての確認
- ・統合に向けた検討状況についての確認
- ・「国立大学法人東京科学大学の長選考規程（案）」の審議
- ・「初代国立大学法人東京科学大学の長の選考基準（案）」の審議

- 第2回選考会議（令和6年2月22日）
  - ・「初代国立大学法人東京科学大学の長の選考基準」の審議・決定
  - ・「国立大学法人東京科学大学の長選考規程」の審議・決定
  - ・「国立大学法人東京科学大学法人の長選考実施細則」の審議・決定
  - ・選考に係る公示について審議・決定
  
- 国立大学法人東京科学大学の長の選考について公示（令和6年2月22日）
  
- 国立大学法人東京科学大学の長候補適任者の推薦の受付（令和6年2月26日～同年3月21日）
  
- 第3回選考会議（令和6年3月27日～同年3月29日（書面審議））
  - ・第1次候補適任者の選考について審議・決定
  - ・第1次候補適任者の公表について審議・決定
  
- 第1次候補適任者の氏名、所属・職名を公表（令和6年4月2日）
  
- 第4回選考会議（令和6年4月8日）
  - ・第2次候補適任者の選考について審議・決定（3名を選考）
  - ・推薦資格者からの質問受付の方法について審議・決定
  - ・第2次候補適任者に対する所信聴取・質疑応答（学内公開ヒアリング）の実施方法等について審議・決定
  - ・最終選考の進行等に関する意見交換
  
- 第2次候補適任者の氏名、所属・職名、所信及び履歴書の公表（令和6年4月10日）
  
- 第2次候補適任者の所信等に関する推薦資格者からの質問の受付（令和6年4月10日～同年4月19日）
  
- 第5回選考会議（令和6年5月8日）
  - ・第2次候補適任者に対する所信聴取・質疑応答（学内公開ヒアリング）の実施
  - ・第2次候補適任者の所信聴取等に関する意見交換
  
- 第6回選考会議（令和6年6月3日及び同年6月7日）
  - ・東京医科歯科大学及び東京工業大学の各部局等からの意見聴取
  
- 第7回選考会議（令和6年6月13日）
  - ・第2次候補適任者に対する質疑応答
  - ・候補者の選考

- ・ 大学総括理事を置くことについての審議

○第8回選考会議（令和6年6月18日）

- ・ 候補者の選考・決定
- ・ 大学総括理事を置くことについての審議・決定
- ・ 最終候補者の選考等に係る公表内容の審議・決定

5. 大学総括理事を置くことについて

選考会議は、東京医科歯科大学及び東京工業大学の融和を図り、最大の統合効果を早期に引き出すためには、経営と教学の両輪が協働する運営体制が欠かせず、具体的には、法人の長の選考ならびに大学の長の任命過程に学長選考・監察会議が関与し、それぞれの職務権限が法的に明確な理事長・学長（大学総括理事）体制が望ましいと考えた。特に新大学発足時は、両学の相互理解のもと、両学の候補者が理事長と学長（大学総括理事）を担い、両者が結束して、両学の基本合意書に謳った「対等の精神」による「どの大学も為しえなかった新しい大学のあり方」の創出に専心することが求められる。

以上を踏まえ、選考会議は、国立大学法人東京科学大学の管理運営体制の強化を図るため、国立大学法人東京科学大学に大学総括理事（東京科学大学長）を置くことを決定した。

以 上